

伴走者としての表現法務の可能性

京都芸術大学 社会実装・事業戦略部門 社会実装支援課

三木 智博*

京都芸術大学 准教授 知的財産センター長

岡村 暢一郎

要 約

アートやデザインといった表現分野の知的財産や法務において、教育研究機関である大学が果たすべき役割は何であろうか？在学中や卒業後にアーティストやクリエイターとして活躍する者が多い芸術系大学においては、この問いの意義は小さくない。昨今、時代の変化に対応した著作権に対する施策、契約関係のガイドラインの整備など、国として時代に合わせた様々な対応がなされている。それに伴い、教育、表現の現場においては適切な実務対応が求められている。

本稿では、京都芸術大学で実践している、表現分野における知的財産・法務（以下「表現法務」^(注1)という）の前提・考え方を示し、具体的な施策を紹介することで、伴走者としての表現法務の可能性を論じてみたい。

目次

- はじめに
- 表現分野における知的財産・法務の考え方
- 具体的事例の紹介
 - カリキュラムとしての知的財産教育
 - 知的財産管理技能検定対策
 - 社会実装プロジェクトの法務
 - 知財カフェ
 - その他の取り組み
- おわりに

1. はじめに

新しいデジタル技術は、コンテンツを自由に、そして実質的に匿名で発信する事を可能にした。これまでは誰かが作ったコンテンツの受益者としてその表現を受け取るだけであった私たちも、新しいデジタルツールを使って自分のコンテンツを制作し、それをサイバー空間で広く配信することが可能になっている。まさに野生のクリエイターの誕生である。他方で、法によって保護されている知的財産はサイバー空間でもたらされている変化に対し脆弱であり、かつ、完全には保護しえないものとも言える。copyrightとは版(copy)に対する権利(right)から派生しているものであるが、現在のSNSなどをみても明らかなように、サイバー空間上に投稿されるコンテンツは誰かと共有されることが常であり、その共有を止めるということは想定されていない。昨今、新しい技術に対して法の対応は遅れているように感じることもある。このような技術の進歩に対して、教育研究機関である大学、特に芸術系大学においてアーティストやクリエイターがどのように知的財産関連法と向き合うべきか、アートやデザインといった表現分野の知的財産・法務をどのように考えるかは非常に重要である。

著者らが所属する京都芸術大学（以下「本学」という）は、芸術の持つ可能性を社会に問い続けている芸術系の

* 現所属：高知大学 総合研究センター 特任助教・URA

大学であり（図1）、通学部と通信教育部を合わせると約2万人の学生が在籍している（芸術学部3,976名、通信教育部芸術学部15,495名、大学院芸術研究科356名、大学院芸術研究科〔通信教育〕549名（2023年5月1日現在）⁽¹⁾）。



図1 芸術を社会に実装した例（HAPii+ ホスピタルアート 京都大学医学部附属病院こども医療センター）

本学で知的財産に対する整備が本格化したのは2018年である。経済産業省・特許庁が「デザイン経営」宣言⁽²⁾をまとめたのと時を同じくして、本学において知的財産センター（以下「本センター」という）が設置された。本センター設置の当初から、本学においては産学公連携における契約業務支援、知的財産の取り扱いについての啓発・教育活動に加え、知的財産の創出・管理・活用が課題になっていた。表現や研究において萎縮することのない環境の整備が求められていたこともあり、単なる予防法務的な活動にとどまらない、表現の伴走者としての機能が期待されていた。本稿では、表現分野における知的財産・法務のあり方を検討するとともに、それに向けた具体的な事例を通じて、伴走者としての表現法務の可能性を論じてみたい。

2. 表現分野における知的財産・法務の考え方

川島武宜が日本人の法意識について「人が自分の権利を擁護することは、西洋では、正しいこととして是認されるのに、日本では、自己中心主義的な・平和をみだす・不当に政治権力の救済を求める・行為として非難されるのである」⁽³⁾と記述しているように、法律のことで揉めるのは不名誉なこと、あるいは、権利主張するのは好ましくないといった理解が、わが国の法意識の根底にある。しかし、日常生活において、いちいち法律行為と認識していないだけであって、日常生活は法律行為に溢れている。であればこそ、法学教育、芸術系大学においては特に表現分野の知財教育が不可欠なのである。

法は遵守すべき規範であると同時に、自由な活動領域を指し示すものである。その視点から捉えると表現法務には大きく2つの機能がある。1つ目の機能はリスクマネジメントである。プロジェクトの進行において、これから起こりうるリスクを判断し、それを回避する機能である。万が一、危機が顕在化した時にでもそのダメージを最小限にとどめるための施策があらかじめ講じられていることが重要であると考えられる。2つ目の機能は表現の伴走支援である。プロジェクトに寄り添い、そのプロジェクトの達成ゴールに対して取り得る選択肢を提案し、現行法の範囲内で（時には踏み込んで）表現を追求していくことを可能にするための支援である^(注2)。一般的に、弁護士や法務部といった法律家に相談するのは、契約の段階あるいはトラブルが発生してからということも少なくない。しかしながら、新しい技術や表現において、適用されるべき法が不明確でない（時には存在しない）こともある。とすれば、ビジネス／表現を実装していくにあたって、このビジネス／表現が法的に許されるのか、他者の権利を侵害することがないのかという判断なしにそのビジネス／表現の安全性も将来性も判断することはできない。本学が目指す知的財産センターの在り方もまさに、表現に寄り添い、表現の価値を社会に問う、そのための法的実装であり、ここでは伴走機能が強く求められている。

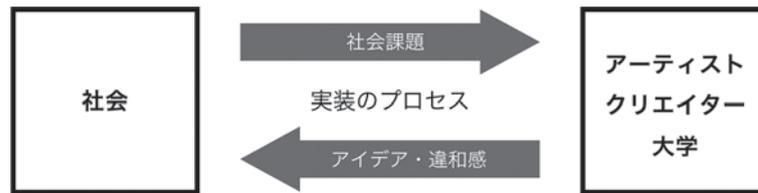


図2 実装のプロセス

「デザイン経営」宣言において「イノベーションの本来の意味は、発明そのものではなく、発明を実用化し、その結果として社会を変えることだとされている。革新的な技術を開発するだけでイノベーションが起きるのではなく、社会のニーズを利用者視点で見極め、新しい価値に結び付けること、すなわちデザインが介在してはじめてイノベーションが実現する」⁽²⁾とあるが、アイデアを実装していくプロセスには、2つのベクトルが存在する（図2）。1つ目は、社会の課題をデザインで解決するというベクトルである。本学の産学公連携や地域連携プロジェクトに持ち込まれる事案の中には、企業やサービスのコアとなるロゴやフライヤーのデザインなどのビジュアルコミュニケーションデザインというものから（図3）、漠として認識されている課題を学生たちが再解釈する（病院等の環境改善（図1）、若年層の伝統産業への定着化など）というものまで様々なものがある。これらは、社会の側が今まさにかかえている課題に対して、デザインプロセスを通じて新しい価値観を提示することに他ならない。2つ目は、クリエイターが抱く社会に対する価値観（時には違和感）を問いかけていくというものである。性の問題、戦争の問題、正義の問題等、政治的かつ現代的な課題ともいえるテーマを取り上げた表現も多く見かけられる。卒業制作展などで、修練の集大成として自らの思想や表現を試みるプロセスは、自らの内面と向き合い、社会の課題と向き合うプロセスなのであって、それは、時に、既存の価値観と対峙するプロセスになることもある。そのような時に、どのようなアイデアを社会に問いかけてしようとしているのか、そして、その本質的な価値を毀損することなく表現できる方法はあるのか、と表現を下支えする法的な判断が不可欠になる。この意味において、表現法務の機能には従前のリスクマネジメント機能のみならず、表現の伴走者としての機能が必要なのである。本学知的財産センターの本来の機能はそこにあるものだと考えている。



図3 インボイス制度ポスター（大阪国税局）

3. 具体的事例の紹介

「2. 表現分野における知的財産・法務の考え方」で論じてきた表現法務の役割を果たすために、本学においては、

学部授業として知財特講、法学などの講義、大学院での知財論、全学の教職員・学生を対象とする知財カフェ、知的財産管理技能検定対策講座、FD/SD (Faculty Development/Staff Development) 研修、そして、産学公連携におけるリーガルチェックなど種々の施策が講じられている。これらを、全学および法人全体の体制として実行するために本センターが主要な役割を担っている。

3. 1 カリキュラムとしての知的財産教育

本学の芸術教養科目（一般教養科目）の一つである知財特講は、日本国憲法、法学とともに「クリエイターのための法学」の一部を担う重要な科目である。知財特講のシラバスには、こう書かれている⁽⁴⁾。

「ある日突然自分の撮った写真が他人に使われていた。同じようなデザインやモチーフが使われていた。契約書がなかったために、対価が支払われなかった。やっとの思いで作上げたデザインを簡単に他人にとられてしまうなど、『ものづくり』をめぐる様々なトラブルに巻き込まれ、不利益を被らないように、基本的な対処法を学ぶことが重要です。本講義では、契約、知的財産といった法的な視点から、ビジネスにおいて生じうる種々の論点とその対応策を考察していく。」

本科目においては、1) 表現をめぐる社会のテクノロジーと価値観の変化と諸相、2) 日本国憲法における「表現の自由」と諸権利、3) 知的財産と知的財産権、4) 契約と法実務 thinking like a lawyer の4つの視座から講義を展開している。この構成からも分かるように、著作権や産業財産権を暗記するというよりはむしろ、thinking like a lawyer の視点を共有していくことに主眼が当てられている。いくつか特徴的な議論を取り上げてみたい。

1つ目は米国著作権法第107条のフェアユースに関する議論である。著作権侵害の主張に対する抗弁事由であるフェアユースをその歴史的背景とともに紹介しつつ、表現とはどうあるべきかを考えていく。「著作権のある著作物を利用することが及ぼす、潜在市場または市場価値への影響」がフェアユースか否かを判断する重要な指標であるが、このことは法的な視角としてのみではなく、自らの作品を考える視角、つまり、作品のオリジナリティーは何か、提示すべき新しい価値は何かといった、作品と向き合う視角となりうるのである。

2つ目は、法律家の視点とアーティストの視点に関する議論である。モンタージュ事件最高裁判決⁽⁵⁾等が類似性の判断においてよく議論されているが、裁判所が言及する「表現形式上の本質的な特徴」を直接感得することができるか否かという問題に関しても、「法の世界」と「アート & デザインの世界」では認識にズレが生じることがしばしば見受けられる。「アート & デザインの世界」においては、「思想・アイデア」が決定的に重要だと思一方で、「思想・アイデア」が似ていても表現されたものが異なる場合、「表現形式上の本質的な特徴」を直接感得しうる状態とまでは言えない可能性も出てくる^(注3)。この類似性の議論においては、「アート & デザインの世界」の感覚を「法の世界」の言語に翻訳すること、あるいは、両世界を架橋することが求められている。

3つ目は、「法は創造性を圧迫しているのか」というローレンス・レッシングの議論である⁽⁶⁾⁽⁷⁾。多くのアーティストやクリエイターの卵たちは、法は守るべきものであり、行動の制約原理であると感じている。確かに、法は新しいアイデアや価値、テクノロジーの進化の前に時に古臭く映ることもある。それゆえ、法が社会の中でどのように機能するのか／しないのか、そこから今の時代に必要とされる法やルールというのはどのようなものなのか、ということを考えることは重要である。

上記のような法の機能を議論しつつ、他方で、非常にプラグマティックな授業も繰り広げている。例えば、契約（契約交渉の過程を含む）に関する議論である。しばしば、「口約束を反故にされた」という事案の相談を受ける。民法上は、申込と承諾の意思表示があれば口頭においても契約は成立するが、実際には、立場の弱いクリエイターが泣き寝入りするケースが少なくない。そのため、教育現場では、契約とはどのようなものなのか、契約交渉にあたりどのようなことを意識しなければいけないのか、想定しうるトラブルとはどのようなものなのか、といった議論を通じて、自ら守るべき権利に対して考察するトレーニングを実施している。契約書というものが合意形成の証書となると同時に、プロジェクト進行上のトラブルが生じた場合に当事者の関係性を整理する指標として機能することを理解できれば、契約に臨む姿勢におのずから変化が生ずる。

自らの権利を考えるという意味では、特許情報プラットフォーム J-PlatPat⁽⁸⁾を活用し、自身のアイデアやデザ

インが他にはない新規性のあるものなのかを調査することを指導・推奨している。

自らのアイデアやデザインが盗用されたというケースが本学では絶えない。これは、SNSで発信していくプロセスで多数の人の目に触れる以上避け難いトラブルではあるが、こういった場合において、自分のアイデアやデザインを権利化する、ないしは保護する視点を持っているか否かは非常に重要である。2022年度の授業においては、「2030年に必要となるサービス・プロダクトを提案せよ」という課題を通じて、アイデアの整理から権利化のプロセスに取り組んだ。このように、thinking like a lawyerという視座のもと理論的背景を有した上で実践的に取り組む「クリエイターのための法学」としての講義を実施している。

3. 2 知的財産管理技能検定対策

本センターでは、さらに価値の高い知的財産教育を提供するために、2022年度より国家試験・知的財産管理技能検定3級合格レベルの知識習得を目指したプログラム（以下「本知財検定3級セミナー」という）を開始した（無料、オンライン）。3級のレベルは、知的財産に関する初歩的な知識の程度が基準とされており、具体的には、「企業・団体（学校・官公庁等）において知的財産分野の特にブランド保護、技術保護、コンテンツ保護、デザイン保護、契約、エンフォースメント（権利行使）に関する初歩的知識を有し、それに関する課題を発見することができ、一定条件下ではその課題の解決までできる技能がある」と国家試験・知的財産管理技能検定のホームページに記載されている⁽⁹⁾。また、知的財産戦略本部（内閣府）が策定する「知的財産推進計画2023」の重点事項には、「9.知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化」の「(3)知財を創造・活用する人材の育成」において、「企業や学校等において知財に関する意識向上を図るため、知的財産管理技能検定などの知財関連資格の取得を推奨する。」（項目番号136）との記載があり⁽¹⁰⁾、本知財検定3級セミナーの実施は知的財産推進計画にも合致する。本学は芸術系大学ということもあり、卒業後にはアーティストやクリエイターとして活躍する学生も多く、中には自身のブランドを掲げ、卒業と同時に独立して生計を立てる者もいる。そのため、知的財産権に関連する法律の中でも、著作権法、商標法、意匠法に関して学生の関心が高い。知的財産管理技能検定3級では、著作権法、商標法、意匠法に関する問題が、それぞれ約30%、約15%、約10%（学科・実技の合計）出題されている⁽¹¹⁾。加えて、民法の契約に関する内容も取り上げられており、芸術系大学の学生にとっては、在学中のみならず卒業後においても価値の高い検定であると考えている。

教育効果はもちろんのこと、国家試験の資格は就職活動においても有利に働くと期待している。現に知的財産管理技能検定のホームページには、知的財産管理技能検定を推奨、昇格条件、人事考課の要件としている企業がリストアップされている⁽⁹⁾。アニメーション、ゲームなどのコンテンツ産業、ライセンスビジネスを行う業界等に就職する学生にとっては、著作権法等の関連法の理解は業界の収益構造の理解につながると考えている。

受講後のアンケート（学生のみならず教職員も受講）からは、受講目的として、国家試験に合格して就職活動のアピールにしたいのほか、自身の制作のため、学生の指導のため、学園全体のリスクマネジメントのためなど多様な声が聞かれた。良かった点としては、オンライン講義がアーカイブ配信されていること、検定の受験に向けて用意したオリジナルの教材（原則と例外をまとめた一覧の資料とチェックリスト）があったことが挙げられた。2022年9月から11月にかけて実施した本知財検定3級セミナーは、教職員11名、学生33名の申込でスタートした。オンラインでの受講のほか、アーカイブ視聴のみの参加者もいたため、最終的な参加者数は確認できておらず、検定を受験したかどうかの確認も取れていないが、2022年11月に実施された第43回の検定では、大学・大学院・専門学校・高校・高専ベスト30に名を連ねることができた。

3. 3 社会実装プロジェクトの法務

本学では芸術を社会に実装するという考えを重視し、産学公連携や地域連携プロジェクトのことを「社会実装プロジェクト」と呼ぶ。近年は社会実装プロジェクトを年間100件以上実施してきた（図4）。

社会実装プロジェクトについて、連携の形態が多様であること、件数が増加してきたこと、リスクマネジメントを適切に行う必要性があることなどの課題から、社会実装プロジェクトに関する契約等を適切に行うために知的財

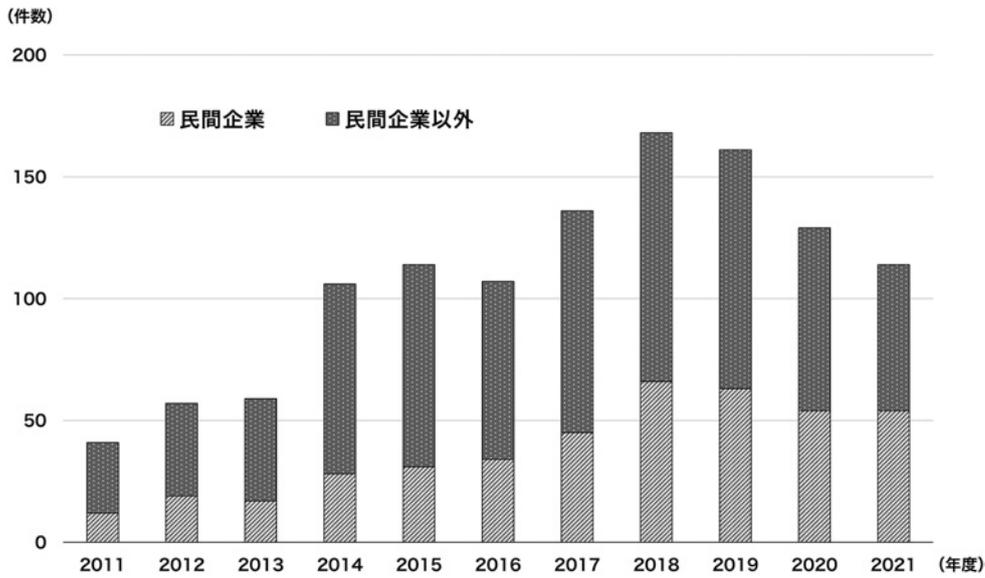


図4 近年の社会実装プロジェクト数⁽¹²⁾⁽¹³⁾

産センターの構想が練られた。2018年4月に知的財産センター準備室として発足し、同年12月より組織改編し知的財産センターが始動した。現在では、著者の岡村がセンター長を務める知的財産センターと社会実装プロジェクトのマネジメント部署である社会実装支援課との連携、および顧問弁護士との連携という、適切な法務のスキームが整備されている(図5)。連携を希望する問い合わせが外部機関から社会実装支援課に寄せられた場合、その内容を把握し、学内の教員につなぐとともに実施可否の判断を行う。教員への直接の問い合わせであっても、社会実装支援課に情報を共有するような仕組みになっている。いずれのケースであっても実施を前向きに検討する場合には、知的財産センターにて連携内容・条件をヒアリングし、契約書のドラフトの作成、または審査を行うことになっている。契約書ドラフトの作成や審査において判断に迷う場合や根拠確認が必要な場合には、顧問弁護士に相談を行うこともある。連携先との契約交渉、例えば、学内の産学公連携ポリシー・知的財産ポリシーに基づいたライセンスや譲渡などの条件、学生が参加する場合にあってはポートフォリオ公開の許可、本学からの情報公開の許可などの交渉は、主に社会実装支援課が担っている。

このスキームにより得られた副次的効果もある。学内でどのようなプロジェクトが、いつ、どこで、どんな連携先とどれだけ動いているかが可視化されたことで、本学からの広報活動(プレスリリースやSNSなどの配信)をタイムリーに行いやすくなり、芸術の社会実装をより社会に伝えられるようになった(図6)。

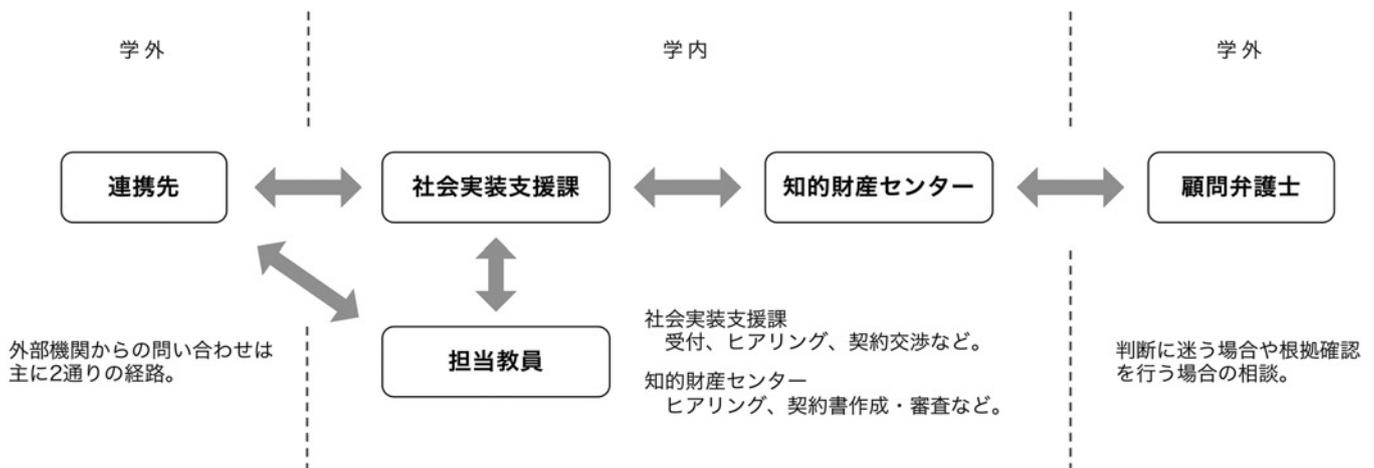


図5 社会実装プロジェクトの法務スキーム



図6 広報活動の例（SNSでの発信）⁽¹⁴⁾

3.4 知財カフェ

学生や教職員が「どのような表現が法的侵害にあたるのか」をしっかりと判断し、作品制作や表現活動ができるよう「表現の具現化のサポート」を行うため、本センターでは、気楽に相談ができる場として知財カフェを開催している（月1回（2月、8月除く）、予約制、無料）。表現法務の考え方のもと、「今、頭の中にある構想をいかに実現させていけるか」を念頭に、学生や教職員の表現活動の過程で露見する様々な法的な問題についての相談・サポートを行う場である。月1回とはいふものの、それを待たずに相談が寄せられることもあり、実際には、都度、個別に対応することも多い。

寄せられる相談の多くは4年生の卒業制作に向けた内容である。その他には、自身が創作したものやネーミングの権利化の相談、自身の描いたイラストが勝手にSNSで使われているという著作権の被侵害疑いの相談、自身の作品を譲渡・ライセンスする際の相談など、多様な相談が寄せられている。本センター内で対応可能なことも多いが、必要に応じて、弁護士に相談して法的根拠の確認を行っている。

3.5 その他の取り組み

前述したように、本学の学生には卒業後にアーティストやクリエイターとして活躍する者も多く、中には在学中から個人事業主として活動している者もある。そのため、上記の知的財産にかかる教育に加えて、租税に対する意識を向上させる取り組みも行ってきた。左京税務署（本学所在地を管轄する税務署）より毎年実施いただいている確定申告セミナーでは、憲法の納税の義務から始まり、確定申告の仕組み、申告方法などの学びを得ている。2022年度には確定申告セミナーとは別に、個人事業主やフリーランスに影響が大きいと言われている、2023年10月から開始予定のインボイス制度⁽¹⁵⁾についても講義をいただいた。左京税務署とは、長年の連携から2022年11月には連携協力協定を締結するに至り、連携して租税に対する更なる啓発・教育・研究を推進していくことに合意している⁽¹⁶⁾。大阪国税局が主催する、e-Taxの周知に関するポスターコンペ（2021年度）⁽¹⁷⁾、インボイス制度の周知に関するポスターコンペ（2022年度）（図3）⁽¹⁸⁾に参加し、社会への税の理解を推し進める啓発活動も進めている。e-Taxであれ、インボイス制度であれ、ポスターで訴えるためにはその制度のことを理解する必要があるため、参加学生の租税の意識向上につながると期待している。

本学の知的財産センターの設立の経緯は既に述べたが、設立にあたっては活動の指針となる産学公連携ポリシー、知的財産ポリシーを学園全体で定めることとした。その際、それまでの社会実装プロジェクトや知的財産に関する活動や問題点を振り返るとともに、関連法規や他大学のポリシー等を参考にドラフトを作成し、そのドラフトにパ

ブリックコメントを募集して教職員の意見を取り込みながら、ポリシーを定めた。

ここまでの具体的事例で紹介したように、本学では、教育・研究・制作において様々な仕組みを整備し、実施してきた。教職員に向けたFD/SD研修の実施や、学生専用サイトやポスターでの告知などにより、学内のすべての人に周知を図っている。

4. おわりに

本稿では、京都芸術大学の表現法務の考え方とともに具体的事例を紹介した。事例は、知的財産センターを中心に多くの教職員の協力の上に成り立ち、毎年改善を重ねている。目まぐるしい技術の発展により、アーティストやクリエイターはAIと共創することで今までにない表現や価値を生み出すことも十分に考えられる。そのような近い未来には、表現法務のあり方も変化していくであろう。本学が実施する取り組みが、他の芸術系の学校（大学のみならず、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校などを含む）の教職員の方ももちろんのこと、その学校等を支援する土業の方々の参考となれば幸いである。

(注1)「表現法務」という言葉は、鮫島正洋著「技術法務のススメ（第2版）」⁽¹⁹⁾で用いられている「技術法務」という言葉に影響を受けた造語である。「技術法務」の知財・法務をシームレスに融合させ、技術やビジネスモデルの価値を向上させるといった概念・考え方は、表現分野の知財・法務においても重要であり、そこに大学ならではの教育の視点を加えている。なお、「技術法務のススメ（第2版）」では、「技術法務」を次のように定義している。「①技術やビジネスモデルを付加価値として事業を展開する事業体が、②その事業を遂行するに当たって直面する様々な問題について、③法務・知財をボーダレスに駆使するとともに、単に法的・知財的な視点のみならず、ビジネス的な視点から、④当該事業体の経営者との議論により、アドバイスをを行い、⑤その事業の競争力を向上させるべく行う法律的な業務」。

(注2)経済産業省の「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会 報告書～令和時代に必要な法務機能・法務人材とは～」⁽²⁰⁾においては、3つの機能（1：クリエイション、2：ナビゲーション、3：ガーディアン）に分類・整理し、法務機能の理想像が語られている。

(注3)近年のDALL-EをはじめとするGenerative AIが象徴するように、入力要素が同じであっても生成物が異なることを例にとれば理解しやすいであろう。

(参考文献)

- (1) 京都芸術大学 “大学基本情報” <https://www.kyoto-art.ac.jp/info/about/> (2023年6月19日参照)
- (2) 経済産業省・特許庁 産業競争力とデザインを考える研究会 (2018) “「デザイン経営」宣言” <https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/kyousou-design/document/index/01houkokusho.pdf> (2023年6月19日参照)
- (3) 川島武宜 (1967) “日本人の法意識” 岩波書店
- (4) 京都芸術大学 “シラバス manaBe システム” <https://n1.kyoto-art.ac.jp/campusweb/top.do>
- (5) 最高裁 昭和55年3月28日 民集第34巻3号244頁
- (6) Lawrence Lessig (2006) “Code: And Other Laws of Cyberspace, Version 2.0” Basic Books (日本語訳: 山形浩生 訳 (2007) “CODE VERSION2.0”)
- (7) Lawrence Lessig (2007) “Laws that choke creativity” (日本語訳: “法が創造性を圧迫する”) TED https://www.ted.com/talks/lawrence_lessig_laws_that_choke_creativity (2023年6月19日参照)
- (8) 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許情報プラットフォーム | J-PlatPat <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/> (2023年6月19日参照)
- (9) 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産教育協会 “国家試験 知的財産管理技能検定” <https://www.kentei-info-ip-edu.org/> (2023年6月19日参照)
- (10) 知的財産戦略本部 (内閣府) “知的財産推進計画 2023” https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku_kouteihyo2023.pdf (2023年6月19日参照)
- (11) 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産教育協会 (2022) “知的財産管理技能検定3級 厳選過去問題集 (2023年版)” 株式会社アップロード
- (12) 京都芸術大学 “情報公開 事業報告” <https://www.kyoto-art.ac.jp/info/disclosure/about/> (2023年6月19日参照)
- (13) 吉田大作 (2022) “京都芸術大学の産学連携プロジェクトで芸大生起業” 産学官連携ジャーナル 18 (1): 16-18
- (14) 京都芸術大学公式アカウントによる 2022年12月13日のSNS投稿

https://twitter.com/kua_pr/status/1602670425494130688 (2023年6月19日参照)

(15) 国税庁 “インボイス制度 公表サイト” <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm> (2023年6月19日参照)

(16) 京都芸術大学 (2022) “京都芸術大学と左京税務署との連携協力に関する協定書の締結について”

<https://www.kyoto-art.ac.jp/news/press/965> (2023年6月19日参照)

(17) 国税庁公式アカウントによる 2021年12月13日の SNS 投稿 https://twitter.com/NTA_Japan/status/1470257699653042176 (2023年6月19日参照)

(18) 国税庁公式アカウントによる 2022年11月15日の SNS 投稿 https://twitter.com/NTA_Japan/status/1592427303837237248 (2023年6月19日参照)

(19) 鮫島正洋 (2022) “技術法務のススメ (第2版)” 日本加除出版

(20) 経済産業省 (2019) “国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書～令和時代に必要な法務機能・法務人材とは～” https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/homu_kino/pdf/20191119_report.pdf (2023年6月19日参照)

(原稿受領 2023.6.19)

読者の皆様の声をお待ちしています

パテント誌における情報、言論の流れはとかく一方通行に終わりがちであり、編集に携わる会誌編集部としては本誌が読者の皆様にいかに読まれているかちょっと気になります。

そこで、パテント誌では「読者の声」の欄を設けています。

「読者の声」欄に、参考になったこと、論考に対するご意見、編集者への注文などをEメールにてお寄せください。

「読者の声」のご投稿は・・・
日本弁理士会 広報室「読者の声」係
patent-bosyuu@jpaa.or.jp



※ 500字程度で、氏名、年齢、職業、連絡先をご明記の上、ご投稿ください。

※ご投稿頂いた「読者の声」は、パテント誌に掲載させて頂く場合があります。掲載させて頂く際は、事前にご連絡いたします。その際、一部を手直して頂く場合もございますので、ご協力をお願いします。